

兵庫県公報

平成25年3月19日 火曜日 第2475号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）	2
告 示	
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止の届出（同）	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止の届出（同）	6
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	6
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	6
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	7
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	7
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	7
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	13
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	14
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	14
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	14
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 河川保全区域の廃止（河川整備課）	15
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	16
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	17
○ 同 上（同）	17
○ 篠山市国道176号沿道地区整備計画の認定（同）	17
○ 土地区画整理組合の設立認可（市街地整備課）	17
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（同）	18

公 告

- 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課） 18
- 特約業者の指定（同） 18
- 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課） 19
- 選挙管理委員会公告**
- 平成24年12月16日執行衆議院議員総選挙兵庫県選挙管理委員会表彰 19
- 人事委員会規則**
- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 19
- 人事委員会告示**
- 職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程 21

公布された法令のあらまし

- 兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第8号）**
津名港に新たに設置する来訪船舶棧橋の管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第1号）**
給料表の適用範囲の改正等のため、所要の改正を行うこととした。

規 則

兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第8号

兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県港湾施設管理条例施行規則（昭和36年兵庫県規則第49号）の一部を次のように改正する。
別表第5に次のように加える。

津名港志筑来訪船舶棧橋	淡路市志筑
-------------	-------

附 則

この規則は、平成25年 6月 1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第417号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
大明石町すみれ薬局	明石市大明石町2-3-43 ソーシン大明石	株式会社グッドブランニング	平成25年 1月 1日
いとう内科	芦屋市西芦屋町8-19	医療法人社団いとう内科	同

みなとがわこどもクリニック	加古川市平岡町新在家1588—21 アビエスメディカルモール2F	湊 川 誠	平成25年2月1日
きたうらクリニック	同 市野口町野口220—1	北 浦 圭 介	同
おおしま眼科	赤穂市東浜町18	医療法人社団おおしま眼科	平成25年1月1日
アルカ西脇薬局	西脇市小坂町字横溝172—1	株式会社ナガタ薬品	同
コクミン薬局宝塚第一病院前店	宝塚市向月町14—13	株式会社コクミン	平成25年2月1日
整形外科ふくしまクリニック	三田市中央町9—36	医療法人社団整形外科ふくしまクリニック	同 年1月1日
ひやく薬局ほつぼ	丹波市柏原町母坪350—5	株式会社ひやく	同 年2月1日
スマレ調剤薬局	宍粟市山崎町鹿沢129—5	有限会社ダリア薬局	平成24年12月1日
ピオラ調剤薬局	同 市山崎町今宿223—18	同 上	同
サンスマイル診療所	加東市北野55—1	医療法人財団春日野会	平成25年1月16日



兵庫県告示第418号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
五大薬局揖保川店	たつの市揖保川町正條188—1	開設者名称	五大化学工業株式会社	ゴダイ株式会社	平成7年5月31日
フタツカ薬局下戸田店	西脇市下戸田字西城府518—1	医療機関名称	フタツカ薬局ダイエー前店	フタツカ薬局下戸田店	平成14年9月1日

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
大明石町すみれ薬局	明石市大明石町2—2—18	株式会社グッドブランニング	平成24年12月31日
いとう内科	芦屋市西芦屋町8—19	伊 藤 恵 子	同
舟木外科胃腸医院	豊岡市泉町7—30	舟 木 直 人	平成25年1月1日
おおしま眼科	赤穂市東浜町18	大 島 富太郎	平成24年12月31日
アルカ西脇薬局	西脇市小坂町字横溝172—1	株式会社アルカ	同
河本医院	川西市小花2—2—2	河 本 茂 夫	平成24年12月10日
吉岡整形外科	同 市中央町18—21	吉 岡 康 裕	同 月26日
橋田耳鼻咽喉科	同 市花屋敷1—1—18	橋 田 孝 一	同 月31日
整形外科ふくしまクリニック	三田市中央町9—36	福 島 久 徳	同
ひやく薬局ほつぼ	丹波市柏原町母坪359—1	株式会社ひやく	平成25年1月31日
スマレ調剤薬局	宍粟市山崎町鹿沢129—9	有限会社サンミ企画	平成24年11月30日
上石歯科医院	加東市家原245—5	平 瀬 昌 子	同 月10日



兵庫県告示第419号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成25年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
大明石町すみれ薬局	明石市大明石町2-3-43 ソーシン大明石	株式会社グッドプラン ニング	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	平成25年1月1日
デイサービスセンター ユアサイドやすらぎの 里	同 市魚住町中尾605-1 パティオ明石2階	株式会社ユアサイド	通所介護、介護予防 通所介護	同
居宅介護支援事業所お おくぼ	同 市大久保町大窪1379-1	特定医療法人誠仁会	居宅介護支援	平成25年2月1日
いちよしデイサービス	芦屋市公光町7-11 有沢ビ ル3F	有限会社一慶	通所介護、介護予防 通所介護	同
ぐる〜りあ東野ケアプ ランセンター	伊丹市東野4-60-1 エミ ール東野108	社会福祉法人ヘルプ協 会	居宅介護支援	同
ゆめの郷にしがき花園	豊岡市若松町7-30	株式会社にしがき	通所介護、介護予防 通所介護	同
デイサービス和気あい あい	加古川市別府町石町81-1	株式会社ライフサポ ーター	同 上	同
船原歯科医院	同 市加古川町寺家町129	谷 本 博	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	同
メイキ薬局水足	同 市野口町水足1851-2	株式会社アーチメディ カル	同 上	同
サポートプラス	同 市野口町良野176-2	株式会社HOUSE	訪問介護、介護予防 訪問介護	同
フタツカ薬局西脇店	西脇市和布町167-30	株式会社セブタ	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	平成24年10月22日
フタツカ薬局市民病院 前店	同 市下戸田622-3	同 上	同 上	同
アットサービス宝塚オ フィス	宝塚市武庫川町6-26-1503	有限会社アットサービ ス	居宅介護支援	平成24年4月1日
株式会社ポラリス	同 市伊子志1-7-15 伊 都ビル3F	株式会社ポラリス	福祉用具貸与、特定 福祉用具販売、介護 予防福祉用具貸与、 介護予防特定福祉用 具販売	同 年12月1日
ケアプランセンターオ ーロラ	同 市伊子志3-2-30	医療法人社団オーロラ 会	居宅介護支援	同
ケア24かがやき	同 市宮の町15-3	株式会社かがやき	訪問介護、介護予防 訪問介護	平成25年1月1日
宝塚ライフケア	同 市安倉中3-10-1	株式会社宝塚ライフケ ア	同 上	同 月11日
マーレネット	同 市光明町2-5-603	有限会社 I L MAR E	居宅介護支援	平成25年3月1日

デイホームほの華	三木市平田105-1	株式会社神戸メディカル	通所介護、介護予防通所介護	平成24年12月1日
生き生きデイサービス	高砂市米田町古新310	株式会社長生	同 上	同
ゴダイ薬局大塩店	同 市北浜町西浜1208-1	ゴダイ株式会社	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成25年1月10日
リハビス川西	川西市栄根2-13-7 リベ ルテ桜井1F	株式会社ウエストラル	通所介護、介護予防通所介護	同 月1日
デイサービス優	神崎郡福崎町福田403-13	株式会社ケアサポート優	同 上	平成25年2月6日
日本調剤香住薬局	美方郡香美町香住区若松538	日本調剤株式会社	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 月1日



兵庫県告示第420号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があった。

平成25年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
ぐる〜りあ東野ケアプランセンター	伊丹市東野1-6	社会福祉法人ヘルプ協会	居宅介護支援	平成25年1月31日
アットサービス居宅介護支援事業所	宝塚市山本南3-23-9	有限会社アットサービス	同 上	平成21年11月30日
株式会社ポラリス	同 市伊子志3-2-30	株式会社ポラリス	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	平成23年5月31日
ケアプランセンターオーロラ	同 市伊子志1-7-15 伊 都ビル3F	医療法人社団オーロラ会	居宅介護支援	平成24年11月30日
宝塚ライフケア	同 市野上1-1-8	株式会社宝塚ライフケア	訪問介護、介護予防訪問介護	平成25年1月10日
はごろもデイサービスセンター	高砂市米田町古新308-1	株式会社長生	通所介護、介護予防通所介護	平成24年11月30日
小規模多機能施設なの花やしる	加東市社512-1	有限会社ウェルビー	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	平成25年1月31日



兵庫県告示第421号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成25年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
山 田 眞理子	山 田 眞理子	明石市大蔵八幡町6-11	平成25年2月4日
宮 田 雄 平	ものべ接骨院	洲本市物部1-12-74 ものべハウス103号	平成24年11月28日
田 口 克 史	アムズ鍼灸整骨院	伊丹市山田6-9-3 前田ビル101	同 年12月1日
佐々木 裕 二	佐々木整骨院・指圧治療院	同 市伊丹3-5-7-1 F	平成25年2月8日
安 井 規 純	安井整骨院	宝塚市逆瀬台1-7-1-110号	同 年1月4日
岡 本 匡 史	ただす鍼灸整骨院	川辺郡猪名川町つつじが丘2-5-2	平成24年12月18日



兵庫県告示第422号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があった。

平成25年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	廃止年月日
前 田 和 美	おおぞら指圧整體院	明石市大明石町1-6-17-4 F	平成25年1月31日
田 口 克 史	アムズ鍼灸整骨院	伊丹市山田6-8-59 フレックススクエア中村101	平成24年11月30日



兵庫県告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成25年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

山崎土地改良区

退任役員

役員の区分
理 事

氏 名
菅 野 明 夫

住 所
姫路市飾東町山崎397番地



兵庫県告示第424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市押部土地改良区	平成25年2月22日
神戸市八多土地改良区	同 月25日



兵庫県告示第425号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

稲美土地改良区

氏 名	住 所
笹 倉 源 市	加古郡稲美町印南1507番地の1
山 口 辰 雄	同 郡同 町蛸草208番地
石 見 義 秀	同 郡同 町加古3364番地の1
鳴 瀧 隆 雄	同 郡同 町国岡766番地
松 田 勲	同 郡同 町蛸草1010番地
小 野 博 正	同 郡同 町加古1291番地
小 山 由 和	同 郡同 町北山1115番地
岡 本 憲 二	同 郡同 町岡2510番地の1
二 重 欣 二	同 郡同 町加古271番地の1
末 澤 茂	同 郡同 町加古897番地の1
本 岡 哲 司	同 郡同 町加古2346番地の2
吉 田 穰	同 郡同 町加古2598番地
林 英 昭	同 郡同 町加古3218番地
松 尾 光 信	同 郡同 町加古4072番地
堺 馥	同 郡同 町加古4709番地
岩 本 隆 文	同 郡同 町蛸草683番地
數 馬 省 三	同 郡同 町印南1605番地
山 口 達	同 郡同 町印南1102番地の7
赤 松 良 文	同 郡同 町印南1829番地の7
玉 田 康 雄	同 郡同 町国安64番地
長谷川 輝 意	加古川市神野町福留473番地の2



兵庫県告示第426号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成21年兵庫県告示第258号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成25年3月28日限りで消滅する。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

福良加入区



兵庫県告示第427号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成25年3月29日から発生する。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

福良加入区



兵庫県告示第428号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市一宮町公文字下モ金屋961の2、969の1、973の3、973の4、973の11から973の13まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下モ金屋961の2・969の1・973の3・973の4・973の11から973の13まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第429号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市一宮町横山字大坪375の6から375の8まで、398、411の2、415
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大坪375の6から375の8まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、398、411の2・415（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第430号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市山東町柴字日向山165の1、165の19、165の20、165の22から165の24まで

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第431号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市物部字倉谷102の1（次の図に示す部分に限る。）、102の17、102の18、102の21、102の24、102の25
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第432号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市山内字サケヂ3089・3089の1・3089の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、3089の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第433号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市山内字青谷下モ山93の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第434号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市山内字大マガリ3085の2（次の図に示す部分に限る。）、3085の5
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第435号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市岩津字観音山96の1、96の2（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第436号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市岩津字観音山96の2（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第437号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市岩津字堤171の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第438号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市物部字倉谷102の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第439号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市物部字倉谷102の19
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第440号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点1点及び3級基準点1点設置）
- 2 作業期間
平成25年1月7日から同年2月28日まで
- 3 作業地域
西宮市塩瀬町名塩地先



兵庫県告示第441号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）
- 2 作業期間
平成25年1月18日から同年2月28日まで
- 3 作業地域
尼崎市尾浜町二丁目ほか



兵庫県告示第442号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成25年1月15日から同年2月28日まで
- 3 作業地域
西宮市丸橋町



兵庫県告示第443号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.3.13号山手幹線
- 3 事業施行期間
変更前 平成7年3月28日から平成25年3月31日まで
変更後 平成7年3月28日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分

- 変更なし
- (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第444号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3. 3. 506号内々環状東線
- 3 事業施行期間
変更前 平成20年10月 7日から平成25年 3月31日まで
変更後 平成20年10月 7日から平成27年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第445号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3. 5. 455号市役所前線
- 3 事業施行期間
変更前 平成 9年 3月14日から平成25年 3月31日まで
変更後 平成 9年 3月14日から平成26年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 3月19日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年 3月19日から 2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 万勝寺久留美線	三木市久留美字宮ノ西2854番1から 同 市久留美字宮ノ西1841番1まで	旧	5.0から 7.0まで	304.0	
		新	10.0から 19.0まで	300.0	



兵庫県告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年3月19日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年3月19日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 加古川三田線	三木市久留美字宮ノ西1839番から 同 市久留美字西ヶ原95番4まで	旧	7.0から 12.0まで	452.0	
		新	10.0から 17.0まで	452.0	
県道 小野志方線	小野市来住町字男池ノ下2271番から 同 市来住町字女池1857番まで	旧	5.0から 17.0まで	401.0	
		新	13.0から 25.0まで	401.0	



兵庫県告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年3月19日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年3月19日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 中島揖保川線	たつの市揖保町真砂字梶山561番12から 同 市揖保町真砂字梶山561番12まで	旧	12.0から 24.0まで	31.0	
		新	34.0から 44.0まで	31.0	



兵庫県告示第449号

河川法（昭和39年法律第167号）第54条第4項の規定により、二級河川天神川水系天神川に係る河川保全区域

を平成25年 3月31日に廃止するので公示する。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第450号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
戸田 (316010001)	三木市志染町戸田（別図1のとおり）	地滑り
細目 (316010002)	三木市志染町細目（別図2のとおり）	地滑り
瑞穂 (316010003)	三木市細川町瑞穂（別図3のとおり）	地滑り
脇川 (316010004)	三木市細川町脇川（別図4のとおり）	地滑り
吉祥寺 (316010005)	三木市口吉川町吉祥寺（別図5のとおり）	地滑り
笹原 (316010006)	三木市口吉川町笹原（別図6のとおり）	地滑り
東中 (316010007)	三木市口吉川町東中（別図7のとおり）	地滑り
馬場 (316010008)	三木市口吉川町馬場（別図8のとおり）	地滑り
蓮花寺 (316010009)	三木市口吉川町蓮花寺（別図9のとおり）	地滑り
前田 (316020001)	三木市吉川町前田（別図10のとおり）	地滑り
古川 (316020002)	三木市吉川町古川（別図11のとおり）	地滑り
大沢南 (316020003)	三木市吉川町米田（別図12のとおり）	地滑り
西奥 (316020004)	三木市吉川町西奥（別図13のとおり）	地滑り
湯谷(2) (316020005)	三木市吉川町湯谷（別図14のとおり）	地滑り
湯谷 (316020006)	三木市吉川町湯谷（別図15のとおり）	地滑り
豊岡 (316020007)	三木市吉川町豊岡（別図16のとおり）	地滑り
稲田 (316020008)	三木市吉川町稲田（別図17のとおり）	地滑り

（別図 1 から別図17までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び三木市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第451号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民局長から報告があった。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時
平成25年 3月28日（木）午後 2時から午後 3時まで
- 2 場所
神戸市長田区浪松町 3—2—5 兵庫県西神戸庁舎 4階401会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 株式会社積和
代表者氏名 菅 野 利 彦
事務所所在地 神戸市東灘区本山南町 8—6—26
免 許 番 号 兵庫県知事(3)第10392号
免 許 年 月 日 平成20年 1月19日



兵庫県告示第452号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨東播磨県民局長から報告があった。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時
平成25年 3月27日（水）午前10時から午前11時まで
- 2 場所
加古川市加古川町寺家町天神木97—1 兵庫県加古川総合庁舎 5階会議室C
- 3 被聴聞者
商号又は名称 株式会社L&A. p r o j e c t
代表者氏名 中 村 和 也
事務所所在地 明石市藤江2028番地の37
免 許 番 号 兵庫県知事(2)第401244号
免 許 年 月 日 平成22年 7月13日



兵庫県告示第453号

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成 6年兵庫県条例第16号）第32条第1項の規定により、次の整備計画を認定し、平成25年 4月 1日から施行する。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 緑豊かな環境形成地域の名称
丹波地域
- 2 整備計画の名称
篠山市国道176号沿道地区整備計画
- 3 整備計画の区域
国道176号（三田市境界から鐘ヶ坂トンネル入口までの区間）の道路肩から100メートルの範囲（区域は縦覧に供する整備計画に示す。）
- 4 整備計画の縦覧場所
兵庫県庁、丹波県民局及び篠山市役所



兵庫県告示第454号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、加西市西高室土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称
加西市西高室土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成25年 3月19日から平成32年 3月31日まで
- 3 施行地区
加西市北条町西高室字中ノ坪、字丸山ノ下、字清水田、字馬場及び字小沢の各一部
同 市北条町東南字溝西の一部
- 4 事務所の所在地
加西市北条町横尾1000番地（加西市役所内）
- 5 設立認可の年月日
平成25年 3月 6日
- 6 事業年度
毎年 4月 1日から翌年 3月31日まで
- 7 公告の方法
事務所の掲示場及び施行地区の属する市の事務所に掲示して行う。



兵庫県告示第455号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定により、丹波市石生駅西土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業施行期間
変更前 平成15年 5月23日から平成25年 3月31日まで
変更後 平成15年 5月23日から平成27年 3月31日まで
- 2 変更認可の年月日
平成25年 3月 7日

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月日
船舶	A7625	平成25年 8月31日	姫路市	中播磨県民局	平成25年 2月 7日



特約業者の指定

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特約業者を指定した。

平成25年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
関 明	姫路市飾磨区英賀東町 1 丁目39	平成25年 3月 1日



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン三木青山食品館
 所在地 三木市志染町青山3-9-1
- 2 同法第8条第1項の規定により三木市から聴取した意見の概要
 青山地区は、住民主体で居住環境の維持・向上や良好な街並みの保全など、魅力ある都市環境づくりを進めている地域であるため、騒音や街並みづくりについて特に配慮すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 平成25年3月19日から1月間

選挙管理委員会公告**平成24年12月16日執行衆議院議員総選挙兵庫県選挙管理委員会表彰**

兵庫県選挙管理委員会表彰規程（昭和28年兵庫県選挙管理委員会告示第8号）第2条及び第3条第2号の規定により、平成24年12月16日執行衆議院議員総選挙兵庫県選挙管理委員会表彰として、平成25年3月15日に次の者を表彰した。

平成25年3月19日

兵庫県選挙管理委員会
 委員長 武 田 丈 蔵

- 1 兵庫県選挙管理委員会表彰
 (選挙管理委員会の部)

名 称

芦屋市選挙管理委員会
 西脇市選挙管理委員会
 川西市選挙管理委員会
 神河町選挙管理委員会

(委員及び職員の一部)

氏 名	職 名	住 所
神 吉 佑 昌	高砂市選挙管理委員会委員長職務代理	高砂市
青 山 祥 平	神戸市兵庫区選挙管理委員会事務職員	神戸市須磨区
明 石 健 司	神戸市北区選挙管理委員会事務職員	同 市兵庫区
小 柳 隆 之	神戸市須磨区選挙管理委員会選挙係長	三木市
下 田 祥 平	神戸市垂水区選挙管理委員会選挙課長	明石市
三 輪 貴 司	加古川市選挙管理委員会主査	加古川市

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月19日

兵庫県人事委員会
 委員長 青 山 善 敬

兵庫県人事委員会規則第1号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「厚生課」を削る。

第29条の8第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 派遣条例第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員又は職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和35年兵庫県条例第52号。以下「分限条例」という。)第2条第1号の規定による休職から復職した職員のうち、条例第17条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該復帰又は復職の直前の住居(当該復帰又は復職の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第29条の4に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの(当該復帰又は復職の直前の勤務地と所在する地域を異にする事務所等に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰又は復職前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。)

第33条の5第6号中「当該異動又は在勤する事務所等の移転」とあるのを「職員となった日」を「当該異動又は事務所等の移転の直前」とあるのを「職員となった日の直前」と、「当該異動又は事務所等の移転の日」とあるのを「職員となった日」に改め、同条第7号を同条第9号とし、同条第6号の次に次の2号を加える。

(7) 派遣条例第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと又は分限条例第2条第1号の規定による休職から復職したこと(以下「復帰等」という。)に伴い、住居を移転し、第33条の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する事務所等に通勤することが第33条の3に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(8) 第1号から第5号までの規定中「事務所等を異にする異動又は在勤する事務所等の移転に伴い」とあるのを「復帰等に伴い」と、「当該異動又は事務所等の移転の直前」とあるのを「復帰等の日の直前」と、「当該異動又は事務所等の移転の直後」とあるのを「復帰等の日の直後」と、「当該異動又は事務所等の移転の日」とあるのを「復帰等の日」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

第43条第1号中「職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和35年兵庫県条例第52号。以下「分限条例」という。)」を「分限条例」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第28条の8第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 派遣条例第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員又は職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和35年兵庫県条例第52号。以下「分限条例」という。)第2条第1号の規定による休職から復職した職員のうち、条例第19条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該復帰又は復職の直前の住居(当該復帰又は復職の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第28条の4に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの(当該復帰又は復職の直前の勤務地と所在する地域を異にする学校等に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰又は復職前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。)

第32条の5第6号中「当該異動又は在勤する学校等の移転」とあるのを「職員となった日」を「当該異動又は学校等の移転の直前」とあるのを「職員となった日の直前」と、「当該異動又は学校等の移転の日」とあるのを「職員となった日」

に改め、同条第7号を同条第9号とし、同条第6号の次に次の2号を加える。

(7) 派遣条例第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと又は分限条例第2条第1号の規定による休職から復職したこと（以下「復帰等」という。）に伴い、住居を移転し、第32条の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する学校等に通勤することが第32条の3に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(8) 第1号から第5号までの規定中「学校等を異にする異動又は在勤する学校等の移転に伴い」とあるのを「復帰等に伴い」と、「当該異動又は学校等の移転の直前」とあるのを「復帰等の日の直前」と、「当該異動又は学校等の移転の直後」とあるのを「復帰等の日の直後」と、「当該異動又は学校等の移転の日」とあるのを「復帰等の日」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

第50条第1号中「職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和35年兵庫県条例第52号。以下「分限条例」という。)」を「分限条例」に改める。

(職員等の寒冷地手当に関する規則の一部改正)

第3条 職員等の寒冷地手当に関する規則（昭和39年兵庫県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表西気小学校の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する規則第4条第2号の改正規定は、同年3月26日から施行する。

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

2 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成23年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第12項及び第13項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月19日

兵庫県人事委員会

委員長 青 山 善 敬

兵庫県人事委員会告示第1号

職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第1条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第19条の5の次に次の1条を加える。

第19条の6 規則第29条の8第2号に規定する「人事委員会がこれに準ずると認める住居」は、第19条の3に定めるところと同様とする。

2 規則第29条の8第2号に規定する「人事委員会の定める基準」は、第19条の2に定めるところと同様とする。

第20条の5第2項第1号中「職員となった日」の右に「、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年兵庫県条例第6号)第2条第1項の規定による派遣(以下「外国機関等派遣」という。)から職務に復帰した職員又は職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和35年兵庫県条例第52号)第2条第1号の規定による休職(以下「分限休職」という。)から復職した職員にあっては、当該復帰又は復職した日」を加え、同項第2号中「職員となった日」の右に「、外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復職した職員にあっては、当該復帰又は復職した日」を加え、同条第3項第1号中「職員となった日」の右に「、外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復

職した職員にあっては、当該復帰又は復職した日」を加え、同条第4項中「第7号」を「第9号」に改め、同項第5号中「職員となった日」の右に「、外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復職した職員にあっては、当該復帰又は復職した日」を、「第6号まで」の右に「若しくは規則第33条の5第8号」を加え、同項に次の1号を加える。

- (7) 外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復職した職員のうち、外国機関等派遣の期間中の勤務箇所又は分限休職の期間中の勤務箇所を条例第17条の2第1項、規則第33条の5第1号から第5号まで又は第2号、第3号若しくは第5号の事務所等とみなした場合に、当該職務への復帰又は分限休職からの復職前から引き続き条例第17条の2第1項、規則第33条の5第1号から第5号まで又は第2号、第3号若しくは第5号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員

第20条の9第2項中「職員となった日」の右に「、外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復職した職員にあっては、当該復帰又は復職した日」を加える。

別表第3警察本部警務部厚生課の項を次のように改める。

警察本部警務部	職員	医長	医長	参事
---------	----	----	----	----

別紙様式第12記入上の注意の部7中「職員となった日」との右に「、外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復職した職員にあっては、「異動」とあるのを「復帰」又は「復職」と」を加える。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第19条の5の次に次の1条を加える。

第19条の6 規則第28条の8第2号に規定する「人事委員会がこれに準ずると認める住居」は、第19条の3に定めるところと同様とする。

2 規則第28条の8第2号に規定する「人事委員会の定める基準」は、第19条の2に定めるところと同様とする。

第20条の5第2項第1号中「職員となった日」の右に「、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年兵庫県条例第6号)第2条第1項の規定による派遣(以下「外国機関等派遣」という。)から職務に復帰した職員又は職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和35年兵庫県条例第52号)第2条第1号の規定による休職(以下「分限休職」という。)から復職した職員にあっては、当該復帰又は復職した日」を加え、同項第2号中「職員となった日」の右に「、外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復職した職員にあっては、当該復帰又は復職した日」を加え、同条第3項第1号中「職員となった日」の右に「、外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復職した職員にあっては、当該復帰又は復職した日」を加え、同条第4項中「第7号」を「第9号」に改め、同項第5号中「職員となった日」の右に「、外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復職した職員にあっては、当該復帰又は復職した日」を、「第6号まで」の右に「若しくは規則第32条の5第8号」を加え、同項に次の1号を加える。

- (7) 外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復職した職員のうち、外国機関等派遣の期間中の勤務箇所又は分限休職の期間中の勤務箇所を条例第19条の2第1項、規則第32条の5第1号から第5号まで又は第2号、第3号若しくは第5号の学校等とみなした場合に、当該職務への復帰又は分限休職からの復職前から引き続き条例第19条の2第1項、規則第32条の5第1号から第5号まで又は第2号、第3号若しくは第5号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員

第20条の9第2項中「職員となった日」の右に「、外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復職した職員にあっては、当該復帰又は復職した日」を加える。

別紙様式第11記入上の注意の部7中「職員となった日」との右に「、外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復職した職員にあっては、「異動」とあるのを「復帰」又は「復職」と」を加える。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する実施規程別表第3の改正規定は、同年3月26日から施行する。